

登記所備付地図作成作業に係る 職権登記処理期間中の事務取扱いについて

現在、碧南市中町ほか地区において実施しています登記所備付地図作成作業は、対象地区の各地権者様に対する縦覧を終了しましたので、以下の職権登記を行います。

- 1 登記記録における表題部等の書換え作業
令和4年2月14日（月）から2週間程度
- 2 地図の備付作業及び地積測量図の登録作業
上記1の作業終了後から3週間程度

職権登記期間中は、登記事項証明書（要約書）、地図及び地積測量図の交付につき制約がございますので、御了承ください。

本作業に関する問合せ先

名古屋法務局地図整備室
名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
(052)952-8179
担当 坂井・熊澤

地図作成作業地域（ ）



（国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を加工して作成）